

新京都府人権教育・啓発推進計画における取組・課題について

1 これまでの取組・課題

(注) ▷：取組状況
▶：課題

(1) 第3章 人権問題の現状等

○ 同和問題

- ▷ 産業、就労、教育、福祉の残された課題の解決に向け、隣保館を拠点とした交流の推進など、現行制度による取組を推進。多様なメディアを活用した啓発や研修を実施
- ▶ インターネット上の差別書込みや、住宅購入等での土地差別、身元調査目的の戸籍謄本等の不正取得事件が発生。府民調査結果からも、結婚等で依然として忌避意識が存在

○ 女性

- ▷ DVの防止と相談、被害者の保護・自立支援について、計画を策定し取組を推進
- ▷ 「京都 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画（第2次）」を策定し取組を推進
- ▶ DV相談の増加や、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの問題など、依然として様々な問題が存在

○ 子ども

- ▷ 児童虐待の未然防止のため、地域で子育て家庭を支援する取組を推進するとともに、オレンジリボンキャンペーンなどの啓発を実施
- ▷ いじめ防止基本方針を策定し、未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組を充実
- ▷ 非行等の立ち直り支援チームによる支援や居場所づくりを実施
- ▶ 児童虐待件数が増加し、内容も多様化・複雑化するなど、子どもを育む環境は依然として厳しい状況
- ▶ 核家族化や地域の繋がり希薄化で妊産婦が孤立化、妊娠・出産の不安が拡大

○ 高齢者

- ▷ 高齢者健康福祉計画に基づき、施設やサービスの質の向上に向けた取組を推進
- ▷ 京都府障害者・高齢者権利擁護センターを設置し、高齢者虐待防止や成年後見制度の利用など権利擁護を推進
- ▶ 高齢化のさらなる進展に対応した福祉のまちづくりや虐待防止等の権利擁護、認知症対策などの推進

○ 障害のある人

- ▷ 障害者基本計画に基づき、障害のある人の社会参加を制約している諸要因の除去を推進するとともに、障害の有無にかかわらず共生社会の実現に向け条例を制定
- ▶ 障害のある人の社会参加は大きく進んできたものの、未だ不十分な状況であり、条例を適切に運用し、障害を理由とした不利益取扱いの禁止や社会的障壁（バリア）をなくしていただくための合理的配慮の提供の推進

○ 外国人

- ▷ 外国籍府民共生施策懇談会を設置して外国籍府民に関する課題の把握に努め、医療や災害時等の支援に係る取組を推進
- ▶ 外国人に対するインターネット上の誹謗中傷や、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされる現状があり、民族や国籍による差別を許さず、多文化共生社会の形成を進める必要

○ 患者等

- ▷ 学校教育における正しい知識の普及や、若者を中心とした予防啓発ボランティアグループの結成などの啓発、医療体制の充実を推進
- ▶ エイズ、ハンセン病についての社会的関心が希薄になっていくことが危惧されており、引き続き正しい知識の普及などの取組が必要

○ 犯罪被害者等

- ▷ 「犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、犯罪被害者サポートチームの設置や、被害者支援総合プランにより、被害者支援体制を強化するとともに、「いのちを考える教室」等の啓発活動を展開
- ▶ 犯罪被害者等に対する社会の理解や支援、性被害者への支援、北部地域での支援体制の充実などの取組を進める必要

○ ホームレス

- ▷ 緊急一時的な宿泊場所を提供すると共に、福祉事務所等での相談・生活指導等により生活の再建を支援
- ▶ 平成27年度開始の生活困窮者自立支援制度により、市町村等と連携した包括的・継続的な支援の実施

○ インターネットによる人権侵害

- ▷ 人権侵害に係る書込の監視活動の実施
- ▷ インターネット上のトラブルやサイバー犯罪、フィルタリング等についての広報啓発を実施
- ▶ 誹謗中傷や差別助長書込が氾濫している状況の改善に向けた方策の検討
- ▶ 府民が加害者にも被害者にもならないためのメディアリテラシーの向上

○ 個人情報の保護

- ▷ 個人情報保護制度の説明会等により、個人情報の適切な利用・管理の普及
- ▷ 住民票等の不正取得防止のため、府内市町村の事前登録型本人通知制度導入を支援
- ▶ 個人情報の漏洩事件やプライバシー侵害が起こる一方で、過剰反応の弊害が生じており、個人情報の適切な利用・管理についての啓発を行う必要

○ 性同一性障害

- ▷ 性同一性障害をテーマに取り上げた研修の実施や、新聞・ラジオ等での啓発を実施
- ▶ 引き続き正しい理解と認識を広げるための啓発活動が必要

(2) 第4章 人権教育・啓発の推進

○ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- ▷ 学校等においては、子どもの発達段階に応じた人権教育が行えるよう、人権教育資料や学習プログラムを整備し、人権教育の指導のあり方等についての研究を推進
- ▷ 地域社会においては、市町村等の関係機関と連携して講座等を実施
- ▷ 企業に対しては、企業向けの人権研修や、企業内人権啓発推進員の設置の取組を推進
- ▶ 子どもを取り巻く状況が厳しくなる中、教職員の世代交代が進んでおり、人権問題への理解と認識を深める研修の充実が必要
- ▶ 研修会等が行き届きにくい非正規労働者や人権に興味のない層などに対して、インターネットや人権啓発イメージソングの活用などアプローチの工夫が必要
- ▶ 「人権」というと難しいものと考えられがちであり、身近なものとして考えられるような人権教育が必要

○ 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

- ▷ 講義形式とワークショップ形式を組み合わせるなど、対象者に合わせた研修により、知識と理解が深まるよう工夫しながら実施
- ▶ 教職員の世代交代が進む中、人権についての理解・認識を深め、知識・経験が継承されていくよう、研修の進め方や効果測定を工夫しながら取り組む必要

(3) 第5章 計画の推進

○ 指導者の養成

- ▷ 府や市町村の職員や人権擁護委員などを対象に、ワークショップ型の参加型研修も活用した研修を行い、職場や地域における人権教育・啓発の指導者を養成
- ▶ 育成した指導者の職場や地域での活動についてのフォローアップ

○ 人権教育・啓発資料等の整備

- ▷ 人権絵本など子ども向けのものから、啓発ポスター、人権カレンダーなど一般向けの啓発資料、一定の専門性も備えた人権口コミ講座や講演録など、様々な対象に向けた啓発資料を整備
- ▶ 対象とする年齢・地域や、一般配布用・研修用など、用途に合わせた啓発資料の整備

○ 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

- ▷ 府民調査結果によると、効果的な人権啓発手法として、学校での人権教育に続いて、ラジオ・テレビを活用した啓発が多い。また、インターネットの割合が増加
- ▶ 従来、人権教育・啓発に触れる機会のなかった層に対するアプローチ

○ 国、市町村、民間等との連携

- ▷ 京都ヒューマンフェスタをNPO等と連携して実施しているほか、各種イベントへの人権啓発ユニット派遣や、民間団体も含めた関係機関との連携による街頭啓発などを実施
- ▶ 府庁内での関係部局はもちろん、国、市町村、民間等との連携の推進

○ 調査・研究成果の活用

- ▷ 平成21年度に設置した「人権啓発学生サポーター会議」での研究を基に、平成22年度からのヒューマンライブ京都の開催、平成25年度からのイメージソング活用事業へと取組を発展
- ▷ (公財)世界人権問題研究センター所属研究員による人権ロコミ講座の執筆や研修・講演会の講師などを通じ、調査・研究の成果や最新の知識を普及
 - ▶ 最新の調査・研究成果を踏まえた啓発手法や資料の適時見直し
 - ▶ 多様な調査・研究が推進されるための環境整備・支援

2 これまでの懇話会での主な意見

○ 人権教育・啓発の内容・手法等

- ・ 法律・制度の中身について、一般にもわかるような啓発が必要
- ・ 違いを認め合う視点や、誰もが差別の加害者にも被害者にもなりうることの教育が必要
- ・ 価値観が多様化している中、共通して尊ぶことができるものを練り上げていく必要
- ・ 複合要因により、より困難な状況に置かれている人への配慮が必要
- ・ 非正規労働者や、人権に興味のない人に対するアプローチが必要
- ・ 「人権」という言葉が難しい印象となっており、人権を身近なものと考えられる教育や啓発の工夫が必要

○ 事業の推進等

- ・ 評価プロセスにおいては、数字など具体性のあるかたちで効果の把握を
- ・ NPOのアイデアをうまく施策に取り入れる工夫を
- ・ 施策展開の基礎となる実態の把握（意識調査等）が必要
- ・ 府民に対しては京都府全体が一つの窓口であり、部門間の連携が重要

3 府民調査から見えてくる課題等（平成23年度調査）

- ・ 人権研修への参加率は低い（参加経験あり15.0%）ものの、参加者の評価は高いことから、参加者をいかに増やしていくかが課題
- ・ 職場研修として人権研修を受けた人が多いと見られることから、非正規労働者や専業主婦、高齢者など、職場研修を受ける機会のない人に対するアプローチが必要
- ・ 学校における人権教育は、その後の人権問題に対する姿勢への影響が大きいからこそ、効果的な手法で実施されることが必要
- ・ 効果的な啓発を行うためには、地域や啓発対象者、啓発内容によって何が効果的なメディアであるかをきめ細かく検討していくことが必要
- ・ 人権相談窓口の認知度は、人権研修参加者で高くなっており、人権研修未参加者にいかに相談窓口を周知していくかが課題
- ・ 研修参加経験の有無によって同和問題に対する意識に差が見られ、また、同和問題についての人権意識が高い人は他の人権問題への意識も高くなっていることから、同和問題についての継続的な啓発が必要
- ・ 研修会は、人権問題の発見や気づき、問題の現状を知る効果とともに、人権問題解決に取り組んでいる人との出会いやネットワークづくりのための場でもあり、こうした取組が今後も継続的に必要